

見 解

婚姻の平等実現に向けた民法改正への提案

—相次ぐ違憲判決をふまえて—



令和8年（2026年）6月5日

日 本 学 術 会 議

法 学 委 員 会

社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

この見解は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学教授／奈良女子大学名誉教授
副委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部法学科教授
幹事	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
	島岡 まな	(第一部会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
	安部 圭介	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	伊藤 公雄	(連携会員)	京都大学名誉教授／大阪大学名誉教授
	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	釜野 さおり	(連携会員)	早稲田大学社会科学総合学術院教授
	谷口 洋幸	(連携会員)	中央大学法学部教授
	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
	野口 貴公美	(連携会員)	一橋大学副学長・教授
	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
	神谷 悠一	(連携会員(特任))	一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT 法連合会) 理事・事務局長

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職付

要 旨

1 本見解の目的

(1) これまでの振り返りと課題認識

日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（以下、2017年提言）を発出し、「多様な家族生活を支援し、同性パートナーの共同生活を保障すること」を提言した。そしてそのための具体的な法改正として、「民法に『異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる』との条文を新設して、婚姻の性中立化をはかることが望ましい」と提言し、「同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない」と指摘した。

これには以下のような課題認識があった。性的指向が同性に（も）向く性的マイノリティ（性指向、性自認、性表現などの点でマジョリティとは異なる特徴をもつ者）の共同生活を法的に保障する枠組みを欠く現状は、性的マイノリティに対する差別や偏見を温存、助長し、当事者の生活に様々な困難や不利益、ひいては生活上のリスクをもたらしている。しかし、今世紀に入り国際社会では同性間にも婚姻を開放する国が現れている。すなわち、婚姻を法的な性別にかかわらず平等に成立させるいわゆる同性婚を法的に承認する国が、当初は先進諸国を中心に増加し、近時はアジア諸国へと拡大している。

同性カップルも異性のカップルと同様、社会の対等な構成員であることを公認することは、性的マイノリティに対する差別を解消する第一歩ともなる。家族生活が多様化しているとはいえ、特に日本では婚姻制度の重要性が失われたわけではない。そのために諸外国での法政策の展開及び国内世論の動向にかんがみ、婚姻の性中立化（性別を問わずに婚姻を成立させること＝婚姻平等）に向けた民法等の法改正を行うことが必要である。

(2) 2017年提言以降の状況と今後の課題

2017年提言が出された後、今日までに内外の状況には大きな変化が生じているにもかかわらず、婚姻平等のための法改正という2017年提言はいまだに実現されていない。

この変化とは大きく以下6つの面に表れている。①自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国（総人口カバー率92%）への普及、②同性カップルに対する事実婚効力の承認拡大、③日本初の同性婚を求める集団訴訟（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」）において高裁5件を含む10件の違憲判決、④同性カップルに対する法的保護を求める諸種の訴訟が頻発、⑤同性婚を容認する世論の一層の高まり、⑥婚姻平等化が国際的に一層拡大し（39の国・地域）、アジアへも波及といった動向である。これらは、いずれも国会に対して婚姻平等化に向けた立法措置を加速させることがますます切実に求められていることを裏付けるものである。

2026年度には最高裁判所（以下、最高裁）が、同性間の婚姻を成立させていない現行法の違憲性について最終的判断を下すことが見込まれている。高等裁判所での判決の傾向に沿って違憲判断が出された場合、国は違憲な法令により不合理な取扱いを受けている者の救済を図り、違憲の状態を是正する必要がある。同性間の婚姻を認めていない現行法の違憲性を除去するためには、解釈では限界があり、立法措置を講じることが求められる。

2 見解

(1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法府及び政府は、同性間にも婚姻を成立させるよう速やかに法改正を行うべきである。

2017年提言で指摘した婚姻の性中立化を図る立法措置はまだ実現されていないが、この提言以後、日本国内及び国際社会では大きな変化（同性パートナーシップ制度の全国への拡充、事実婚としての効力の承認拡大、各種訴訟での違憲判断の積み重ね、世論動向の変容、諸外国での婚姻平等化の一層の進展など）が生じている。こうした動向は、いずれも法改正により同性間にも婚姻を成立させることを、2017年時点にも増してより強く迫っている。

(2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。

2026年度にも予想される最高裁による憲法判断を控えて、婚姻平等のための迅速な立法化を行えるよう、政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。いたずらに時間をかけると、法的保障を欠く不安定な生活を送ることを現に余儀なくされている当事者の中には、それだけ失意の内に生涯を終える者が多くなる。

(3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索するべきである。

これから立法化を行う日本で、あえて違憲の可能性のある婚姻以外の別制度を経由させ、しかる後に婚姻への包摂へと進むという二段階方式を採用する必要性はない。まして婚姻以外の制度を一から構築することは、婚姻を単に同性間にも開放するよりもかえって多くの問題を解決する必要がある、法整備までにより長い時間を要することにもなりかねない。

目 次

1	本見解の目的	1
(1)	これまでの振り返りと課題認識	1
(2)	2017年提言以降の状況と今後の課題	1
2	婚姻平等をめぐる国内外の動向	2
(1)	自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国への普及と同性カップルの生活実態の可視化	2
①	同性パートナーシップ認証制度の全国拡大	2
②	同性パートナーシップ認証制度拡大の4段階	2
③	同性パートナーシップ認証制度の全国的拡大の意義	3
(2)	同性カップルへの事実婚効力拡大の動き	3
①	同性カップルの法的扱いにかかわる訴訟の動向	3
②	住民票の続柄で事実婚記載	5
③	政府における適用法令拡大の検討状況	5
(3)	違憲判決が続く「結婚の自由をすべての人に訴訟」の動向	7
①	地裁判決から高裁判決への論点移行	8
②	2種類の高裁違憲判決	10
③	唯一の高裁合憲判決	11
④	まとめ	12
(4)	同性間の婚姻に関連するその他の裁判の動向	13
①	同性間の婚姻に対する司法の承認を求める訴え	13
②	同性間の親密な関係に対して法律婚と同等の取扱いを求める訴え	13
③	同性間の婚姻が認められない不合理の訴え	14
(5)	最高裁判決への展望	16
①	同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについての明確な憲法判断	16
②	立法府に対して婚姻への包摂を求める判断	16
(6)	同性婚（婚姻平等）をめぐる世論の動向	17
①	国際的にみた日本の世論	17
②	近年の調査結果	18
③	属性による違い	20
④	経年変化	20
⑤	同性婚法制化の賛否の根底にある考え方	21
(7)	諸外国の動向	21
①	各国における婚姻平等化の動向	21
②	婚姻平等を実現した国	22
③	アジア地域への拡大	22
3	国会での立法化に向けた検討	23
(1)	野党案の提出と直近の動向	23
(2)	立法の在り方	23
①	現在公表されている法案から	23

② 戸籍制度との関係.....	24
(3) 嫡出推定規定の捉え方.....	24
(4) 法制審議会ないし議員立法の展望.....	24
4 見解.....	25
【参考文献】.....	27
【審議経過】.....	29
【シンポジウム】.....	30

1 本見解の目的

(1) これまでの振り返りと課題認識

日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」（以下、本分科会）は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（以下、2017年提言）を発出し、「多様な家族生活を支援し、同性パートナーの共同生活を保障すること」を提言した。そしてそのための具体的な法改正として、「民法に『異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる』との条文を新設して、婚姻の性中立化をはかることが望ましい」と提言し、「同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない」と指摘した[1]。

これには以下のような課題認識があった。性的指向が同性に（も）向く性的マイノリティの共同生活を法的に保障する枠組みを欠く現状は、性的マイノリティに対する差別や偏見を温存、助長し、当事者の生活に様々な困難や不利益、ひいては生活上のリスクをもたらしている。しかし、今世紀に入り国際社会では同性間にも婚姻を開放する国が現れている。すなわち、婚姻を法的な性別にかかわらず平等に成立させるいわゆる同性婚を法的に承認する国が、当初は先進諸国を中心に増加し、近時はアジア諸国へと拡大している。

同性カップルも異性カップルと同様、社会の対等な構成員であることを公認することは、性的マイノリティに対する差別を解消する第一歩となる。家族生活が多様化しているとはいえ、特に日本では婚姻制度の重要性が失われたわけではない。そのために諸外国での法政策の展開及び国内世論の動向にかんがみ、婚姻の性中立化（性別を問わずに婚姻を成立させること＝婚姻平等）に向けた民法等の法改正を行うことが必要である。

(2) 2017年提言以降の状況と今後の課題

2017年提言が出された後、今日までに内外の状況には大きな変化が生じているにもかかわらず、婚姻平等のための法改正という2017年提言はいまだに実現されていない。

この変化とは大きく以下6つの面に表れている。①自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国（総人口カバー率92%）への普及、②同性カップルに対する事実婚効力の承認拡大、③日本初の同性婚についての集団訴訟（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」）において高裁5件を含む10件の違憲判決、④同性カップルに対する法的保護を求める諸種の訴訟が頻発、⑤同性婚を容認する世論の一層の高まり、⑥婚姻平等化が国際的に一層拡大し（39の国・地域）、アジアへも波及した、といった動向である。これらについては以下に詳論するが、どれをとっても国会に対して婚姻平等化に向けた立法措置を加速させることがますます切実に求められていることを裏付けるものである。

2026年度には最高裁判所（以下、最高裁）が、同性間の婚姻を認めていない現行法の違憲性について最終的判断を下すことが見込まれている。高等裁判所（以下、高裁）での判決の傾向に沿って違憲判断が出された場合、国は違憲な法令により不合理な取扱いを受けている者の救済を図り、違憲の状態を是正する必要がある。同性間の婚姻を認め

ていない現行法の違憲性を除去するためには、解釈では限界があり、立法措置を講じることが求められる[2]。

2 婚姻平等をめぐる国内外の動向

(1) 自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国への普及と同性カップルの生活実態の可視化

① 同性パートナーシップ認証制度の全国拡大

2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区から始まった自治体レベルの同性パートナーシップ認証制度は、2021年頃から増加スピードが加速し、2022年4月には全国209自治体、総人口の52%に達した[3]。その後も同様のペースで増加を続け、2025年5月までに530自治体、人口カバー率は92.5%に達し、20の政令市、47都道府県（いずれかの基礎自治体）すべてを網羅した。これに伴い、制度利用カップルも増加し、9,836組（2025年5月31日現在、虹色ダイバーシティ・渋谷区調査）に達し、現時点では既に1万組の大台を超えたと見られる。

② 同性パートナーシップ認証制度拡大の4段階

同性パートナーシップ認証制度の拡大には4つの段階がある。

当初は東京都の特別区という基礎自治体レベルで制度導入が始まったが（第1段階）、2019年7月の茨城県を皮切りに、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、福岡県、青森県、秋田県、東京都など、都府県単位での導入が続いたことで、人口カバー率が急速に高まった（第2段階）。次いで、明石市を皮切りに（2021年1月）、子育てをすすめる同性カップル向けに、子どもを含めたファミリーシップ制度を併置する自治体が登場した。その後も同制度は市川市、木更津市、足立区、豊島区、愛知県、松山市など、全国へ拡大した（第3段階）。ファミリーシップ制度は同性カップルによる子育てという実態を可視化させる効果を生み出した。

同性パートナーシップ認証制度は自治体ごとに導入されたので、制度の細部において違いがあり、他の自治体に転居すると効果を失うという欠点があった。この不都合を解消するために、福岡市と熊本市が連携協定を結んで相互承認するようになった（2019年10月）。こうした自治体間の連携による制度共同利用は各地で独自に広がり、東京都では都内の基礎自治体と協定を結び、都と区、市のパートナーシップ制度の共同化を進めた（2022年11月以降）。この動きは全国へと拡大し、2023年11月には「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」が発足し、19の府県、150の市町村の連携が始まった（第4段階）。こうして基礎自治体から個別に始まったパートナーシップ制度が、全国的な効果を持つようになっている。

③ 同性パートナーシップ認証制度の全国的拡大の意義

法的な家族を自治体レベルで創設することはできず、同性パートナーシップ認証自体には法的効力がない。しかし、同制度は日本における家族をめぐる社会規範の変動を引き起こす効果を発揮しつつある。

第1に、自治体では制度を利用した同性カップルにも事実上、家族としての扱いを認める動きが不十分ながら広がった（公営住宅への入居資格、公立病院での医療同意、民間賃貸住宅の家賃助成、緊急搬送の代理申請、災害弔慰金支給、犯罪被害者遺族見舞金支給など）。

第2に、同性カップルを事実上、家族として扱う動きは、一部の民間企業などの事業所へも拡大した。サービスの対象（顧客）や従業員の福利厚生などで、婚姻に準じて同性パートナーを家族として扱うものである。

第3に、自治体という公から存在を認証されることで、LGBTQ+¹の当事者たちを後押しし、公共的な空間で声を上げることを促す効果があった。同制度の拡大の背景には、地元に住む当事者たちの要請活動があった。地元自治体が自分たちを住民として認知し、公的な制度への包摂を図ったことは、当事者たちの自己肯定感を高めることにもなった。

総じて、自治体の同性パートナーシップ認証制度が、全国へと広がったことは、日本社会が同性愛者だけによって構成されているわけではないことを可視化させ、婚姻平等実現に向けた立法事実の存在を示した。

(2) 同性カップルへの事実婚効力拡大の動き

① 同性カップルの法的扱いにかかわる訴訟の動向

近時の下級審裁判例においては、個別の法律関係における同性カップルの扱いにつき、その保護の範囲を拡大する判断が示されていることが注目される。以下に紹介する2つの裁判例は、いずれも、パートナーシップ関係にある当事者同士の関係性の実態を見て、そこから、それぞれの制度における保護の在り方について判断されている（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」の状況については、(3)において後述する）。

(ア) 同性カップル関係解消と不法行為責任をめぐる訴訟（2020年）

同性カップル関係解消と不法行為責任（東京高判2020（令和2）年3月4日）をめぐる訴訟²は、原告Xが、原告と事実上同性婚の関係にあった被告A及び（後に被告Aと婚姻した）被告Bに対し、被告らが不貞行為を行った結果、原告と被告Aの関係が破綻したと主張して、原告Xが、被告A・被告Bの不法行為に対する損害賠償を求めた事案である。

¹ lesbian, gay, bisexual, transgender, queer など性的マイノリティの総称。

² 第一審：宇都宮地裁真岡支部判2019（令和元）年9月18日判時2473号51頁（一部認容、一部棄却）。第二審：東京高判2020（令和2）年3月4日判時2473号47頁（控訴棄却）。最高裁：最決2021（令和3）年3月17日LEX/DB文献番号25569621（上告棄却、上告受理申立て不受理）。

争点は、原告と被告Aという同性カップルについて、婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務や法的保護が認められるかであった。本判決は、当該同性カップルの関係が、共同生活の実態や周囲への対外的表示などの事実関係に基づいて「婚姻に準ずる関係」にあると認め得る場合には、「少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべき」と述べ、被告Aについての不法行為責任を認めている³。

(イ) 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（2024年）

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（最判2024（令和6）年3月26日）⁴は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）5条1項1号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するかが争点となった事案（遺族給付金の支給をしない旨の裁定の取消しを求めた事案）である。

最高裁は、犯罪被害者等給付金の支給要件中にある「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号括弧書き）には、同性のパートナーが該当し得ることを認め、原判決を破棄、差戻しとしている。第一審判決（本件処分当時、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえないとして請求を棄却）、第二審判決（犯給法5条1項1号は民法上の婚姻に関する概念により定められており、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは「条文の解釈から逸脱するもの」として控訴を棄却）とは異なり、最高裁が、犯給法に定める制度の趣旨目的から、上記結論を導いていることは大きな意味を有するものであり、「民法上の配偶者」を保護等の対象とするそれぞれの個別法の制度について、同性カップルへの適用可能性について、今一度見直す契機となった⁵。

³ 東京高裁判決の判示には次の言及がある。「そもそも同性同士のカップルにおいても、両者間の合意により、婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務等を負うこと自体は許容されるものと解される上、世界的に見れば、令和元年5月時点において、同性同士のカップルにつき、同性婚を認める国・地域が25を超えており、これに加えて登録パートナーシップ等の関係を公的に認証する制度を採用する国・地域は世界中の約20%に上っており（乙3）、日本国内においても、このようなパートナーシップ制度を採用する地方自治体が現れてきている（甲12、13）といった近時の社会情勢等を併せ考慮すれば、控訴人及び被控訴人の本件関係が同性同士のものであることのみをもって、被控訴人が（中略）法律上保護される利益を有することを否定することはできない」。

⁴ 第一審：名古屋地判2020（令和2）年6月4日民集78巻1号192頁（棄却）。第二審：名古屋高判2022（令和4）年8月26日民集78巻1号224頁（控訴棄却）。最高裁：最判2024（令和6）年3月26日民集78巻1号99頁（破棄差戻し）。

⁵ 最高裁の判示には次の言及がある。犯給法5条1項1号がその括弧書きにおいて「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を挙げているのは、「婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され…そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」。

② 住民票の続柄で事実婚記載

住民票の続柄記載においては、同性カップルは「同居人」、もしくは一部自治体において「縁故者」と記載されてきた。しかし、2024年5月に長崎県大村市は、住民票の記載は自治事務であり、自治体に決定する権限があると解し、パートナーシップ宣誓制度の受領証を所持している同性カップルに対して、「夫（未届）」という事実婚状態を表す住民票を交付した。

これに対し総務省は、1999（平成11）年1月21日最高裁第一小法廷判決を根拠に、住民票は「できる限り統一的に記録が行われるべきものである」との趣旨から、住民基本台帳法の運用として実務上問題があること、また住民票が各種社会保障等の公証資料となっていることから窓口で実務上支障をきたすおそれがあるとして、これらの趣旨を2024年9月27日に各都道府県等に対して「長崎県大村市からの再照会に対する回答について（情報提供）」の形で発出した（ただしこれらの総務省見解は「助言」であり、最終的な判断は自治体に委ねられている）。

なお、総務省が問題としている点のうち、「各種社会保障の窓口で実務上支障をきたすおそれ」については、住民票には性別欄があるため、同性カップルか否かの判断は容易であり、「実務上の支障は想定できない」との指摘もある⁶。

このような総務省の動きがありながらも、東京都世田谷区、中野区、品川区、足立区など都市部の自治体のみならず、栃木県鹿沼市、香川県三豊市、三重県伊賀市など地方の自治体においても、同性パートナーを「夫（未届）」「妻（未届）」と表記する事実婚状態を表す住民票の交付実務は拡大している。

一方で総務省は、「長崎県大村市からの再照会に対する回答について（情報提供）」の中で、犯給法による遺族給付金事件の最高裁判決をふまえ、各種社会保障における同性パートナーの取扱いが政府で進んでいることから、各種制度の適用取扱いも変更がなされた場合に、制度運営の実態に即して続柄の記載の在り方を検討することにもなるとして、状況を注視していくとの見解を示している。次節において取り上げる政府の検討状況が住民票の記載に対しても影響し得ることを示唆している。

③ 政府における適用法令拡大の検討状況

犯給法による遺族給付金事件の最高裁判決を受け、日本弁護士連合会は2024年3月27日付で「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」を発出した。その中で「今後、犯給法の給付金の実務が本判決の示した方向で運用されることを強く希望するとともに、各法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性の者が含まれるかについて、各法令等の当該規定の趣旨から再検討されることを期待する」と述べ、他の法令において事実婚に適用される法規定を同性パートナーにも適用することを促している[4]。なお、この会長談話にも記載の通り、日

⁶ <https://www.asahi.com/articles/ASS7941YNS79TOLB005M.html>

本弁護士連合会は、2021年2月18日付で「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」を发出していた[5]。

一方、2024年4月1日付で当事者・支援団体であるLGBT法連合会も声明「犯罪被害者給付金の同性パートナーへの適用に関する最高裁判決について」を发出し、「今後、判決を受け、国や地方公共団体、企業も含めた各組織が、異性の事実婚パートナーを対象とする各種法令及び制度の規定・運用について、同性の事実婚パートナーを対象としていない場合は、その取扱いが適切かどうかを精査する必要性が生じたものと受け止める。その際、法の下での平等の観点から、差別的取扱いを排していくべきであると当会は改めて強調する」としている[6]。

こうした状況をふまえ、超党派の国会議員による「LGBTに関する課題を考える議員連盟」は2024年6月20日に、内閣官房長官に対して、「犯罪被害者支援給付金に関する最高裁判決を受けて、政府において類似の法律の規定について迅速かつ統一的な対応を行うこと」を要請した⁷。

これを受け内閣官房は、2024年内を目途に、各府省に対してその方向性について、2024年末までに報告するよう要請していたが、この2024年内の方向性の検討結果について2025年1月21日に発表した。政府発表によると、24の法令が「『事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが『含まれ得る』とされた一方で、130の法令が「更なる検討が必要」とされた。

この際、内閣官房は、「検討の迅速化」を指示する⁸とともに、3つの方針を示している。それぞれ「まず1に、最高裁判決を重く受け止め、その内容を改めてよく吟味するとともに、同性パートナーも「含まれ得る」とされた法令も参考にしながら検討を加速化すること。2つ目に、国会審議で、偏見等に基づく解釈はしてはならないなどの指摘があった点に十分留意すること。3点目に、関連する法令がある場合は、各制度のバランスが保たれるよう、関係府省庁間でよく調整すること」である⁹。

次いで政府は、2025年9月30日に新たに9つの法令を加えた33の法令で法律上同性同士のカップル（同性カップル）が「事実婚」に含まれ得るとする取りまとめ結果を発表した¹⁰。これにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」が新たに加わり、災害によって死亡した人の同性パートナーが弔慰金の支給を受ける道が開けた一方で、基本的な社会保障制度である雇用保険、社会保険、年金等については、同性カップルが「事実婚」に含まれる法令とされていない。他方、今回加わった法令の多くが、同性カップルが「できないこと」、同性カップルが「してはならないこと」を定めるもので、同性カップルを男女の事実婚カップルと同程度に「不利益に取り扱う」ものであ

⁷https://www.facebook.com/takeshi.iwaya.9/posts/pfbid02GvT868JgxA7FuTPSP3fJ7H1J4spUXNGXLQ6R4JLpL18wJ3nEiWqZfLVIG63RDjS1?locale=ja_JP

⁸ 2024年内の内閣官房から各府省に対する「要請」に対して、この時点では「指示」に格上げしている。

⁹ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和7年1月21日）」2025年。 <https://www.cfa.go.jp/speech/ba208ad6>

¹⁰ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和7年9月30日）」2025年。
<https://www.cas.go.jp/jp/houdou/20250930.html>

った（例えば、同性パートナーを「特別の利益を与えてはならない法人の関係者」に含める公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令などの4法令）。同性パートナーにも異性婚同様に不利益に扱う法令は適用しながら、権利、利益を与える法令は適用しないという恣意的な解釈をする合理的な理由は示されていない。

確かに、同性カップルを含むという拡張解釈される法令の範囲を拡大する、とりわけ権利、利益を与える法令を含む法令にまで拡大する、すなわち適用法令の拡大により同性カップルに一定の権利を保障するという選択肢もあり得る。しかし、2025年9月30日の政府の取りまとめ結果をふまれば、少なくとも短期的には政府において拡張解釈される法令数を拡大する可能性は低い。加えて、同性カップルを婚姻ではなく事実婚として取り扱おうとすれば、憲法適合性の問題が別途浮上することにも留意する必要がある。結局、法律により同性カップルを婚姻に包摂し、一括して平等に権利を保障するのが最も端的な解決方法であるということになる。

(3) 違憲判決が続く「結婚の自由をすべての人に訴訟」の動向

6件のいわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」（婚姻平等訴訟）が、2019年2月14日以降、全国5地方裁判所（以下、地裁）（札幌、東京一次、名古屋、大阪、福岡、東京二次）に提起された。訴えは、法的な同性間に婚姻を成立させることができない原告が、国の立法不作為の違法により精神的損害を被ったとして、国に対して国家賠償を請求するという形を取っている[7][8][9]。

同訴訟では、6件の地裁判決のうち5件で、そして6件の高裁判決のうち5件で、違憲判決（ないし違憲状態）が言い渡された。これらの判決では、いずれも国家賠償法上の違法を認めて国家賠償までは容認していないので、原告の請求棄却という結論では一致する。しかも、違憲判決が連続して出されているにもかかわらず、国会は違憲解消のための立法に着手する気配を一向に見せないため、合憲判決の1件を含めて6件はいずれも最高裁へ上告された。

これまでに地裁、高裁計12件の判決が下され、このうち大阪地裁判決（2022（令和4）年6月20日）及び東京高裁（二次）判決（2025（令和7）年11月28日）を除き、10件で違憲判断が出された（表1参照）。違憲判断には慎重な日本の裁判所が、これほど頻繁に違憲判決を示すのは異例のことである。2026年度には最高裁がこれらの訴訟につき最終的判断を下すことが見込まれる。

【表1】下級審6訴訟12件の判決結果整理

審査対象の憲法条項		13条	14条1項	24条1項	24条2項
裁判所	判決年月日	人格的自律権、幸福追求権	法の下 の平等	婚姻の対外的自律性、対内的平等	婚姻・家族立法への要請・指針
札幌地裁	2021.3.17	合憲	<u>違憲</u>	合憲	合憲
大阪地裁	2022.6.20	合憲	合憲	合憲	合憲
東京地裁①	2022.11.30	—	合憲	合憲	<u>違憲 (状態)</u>
名古屋地裁	2023.5.30	合憲	<u>違憲</u>	合憲	<u>違憲</u>
福岡地裁	2023.6.8	合憲	合憲	合憲	<u>違憲 (状態)</u>
東京地裁②	2024.3.17	—	合憲	合憲	<u>違憲 (状態)</u>
札幌高裁	2024.3.17	合憲	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>
東京高裁①	2024.4.26	—	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
福岡高裁	2024.9.2	<u>違憲</u>	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
名古屋高裁	2024.12.12	—	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
大阪高裁	2025.3.25	合憲	<u>違憲</u>	—	<u>違憲</u>
東京高裁②	2025.11.28	—	合憲	合憲	合憲

本分科会作成

① 地裁判決から高裁判決への論点移行

10件の違憲判決のうち、地裁と高裁では、違憲とする憲法の条項、何を違憲と判断したか（違憲判断の対象）には大きな違いがある。地裁が「同性登録パートナーシップ制度の不存在」を違憲としたのに対し、高裁では「同性間婚姻の法的承認の不存在」を違憲とした。

原告は、婚姻を成立させていない現行法の違憲を主張し、婚姻する自由の承認を求めて提訴した。しかし、4地裁5件の判決（札幌、東京一次、名古屋、福岡、東京二次）で違憲審査の対象とされたのは、婚姻を成立させていない法規定ではなかった。

これらの判決が用いる文言は以下のように様々であるが、地裁がその不存在の憲法適合性を論じたのは、「婚姻ではない、婚姻以外の別の家族を制度化したもの」であった。「諸外国で制度化されてきた同性間の人的結合に関する制度」、「婚姻とほとんど同じ法的効果を同性カップルに与える登録パートナーシップ制度」（いずれも福岡地裁判決）の類いの不存在を問題とした。

原告らは、「婚姻以外の制度」を求めてはならず、現在、日本で登録パートナーシップ制度の導入を求める社会運動はほぼ存在しない。それにもかかわらず、なぜ地裁は、登録パートナーシップ制度の不存在を論じ始めたのであろうか。それは憲法 24 条 1 項（特に「両性の合意」「夫婦」という文言）が同性間の婚姻を保障していないとする解釈が背景にある。

日本国憲法

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

従来から学説では、憲法 24 条 1 項が同性間の婚姻とどのような関係に立つかについて、憲法 24 条 1 項は異性婚を保護し同性婚を禁止していると解する禁止説、同項は異性婚のみを保護するが同性婚を法律で定めることも憲法上許容されると解する許容説、同項は異性婚のみならず同性婚をも保護することを要請すると解する要請説¹¹があるとされてきた。このうち、禁止説に立った場合には同性婚に憲法上疑義が生じるため、それを法定するには憲法改正の要否を検討することも必要になるが、許容説及び要請説の場合にはそうした問題は生じない。近時、禁止説を支持するものはほぼなくなり、13 条や 14 条 1 項（ないし 24 条 2 項）とも関連付けて、要請説に傾く見解が有力化しつつある [10] [11]。

6 件の地裁判決はどれも同性婚を禁止する趣旨であること（禁止説）を明確に否定し、許容説に立つ。その上で本条が異性間の婚姻の自由だけを規定したものであり、その射程を同性間の関係に及ぼすことを要請するもの（要請説）ではないとする。こ

¹¹ 「従前の憲法学では、同性婚をめぐる憲法 24 条 1 項の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とする規定の解釈をめぐる、大きく 2 つの解釈に分かれていたと考えられる。1 つは、①「両性」という語の存在から、性別二分法を前提とした、文字通りに一方の性（男）と他方の性（女）との合意の意味と解し、同性婚を意図していないとする解釈である。もう 1 つは、②同規定が憲法に入れられた目的は、戸主や親の同意が求められた戦前のイエ制度を前提とする婚姻制度から解放された、個人意思に基づく婚姻制度の構築であることから、「両性の合意のみ」のうちの「のみ」に重きが置かれるのであり、性の多様性などが重視される現在では、異性間のみならず同性間の婚姻についても、憲法上の「両性」や「夫婦」という語の存在にかかわらず、承認されてよいとする立場である。なお、①の立場の場合でも、憲法の観点から同性婚を「禁止」する説と「許容」する説とが考えられるし、②の立場の場合には、同性婚を「許容」する説（さらに論者によっては「要請」する説）が、類型上観念されよう。」新井誠「WJ 判例コラム第 243 号同性婚訴訟～札幌地裁令和 3 年 3 月 17 日判決～」(文献番号 2021WLCC013)より

うした判断の根拠は、憲法制定時の経緯及び本条が用いる「両性」「夫婦」という文言に求められている。

国語的な文言の持つ重み（＝原意主義¹²）が、同性婚の制度化が憲法上要請されると解する立場にとっての障壁となって立ちはだかっていた[12]。そこで札幌地裁が注目したのが「法の下での平等」を定めた14条1項であり、東京地裁一次、名古屋地裁（同時に14条1項も）、福岡地裁、東京地裁二次が着目したのが、24条2項の「家族に関するその他の事項」という文言であった。後者は、婚姻を認めないことを24条1項に反して違憲であるとまではできないとしても、家族形成すら認めないことを24条2項は是認していないとした。

原告らは婚姻の欠落について憲法判断を求めたのであるから、本来、それだけを判断して簡単に合憲とできたはずである。しかし、諸地裁判決はあえて原告の主張を拡張し、家族の欠落について審査し、違憲の結論を導いた。「さまざまな観点から、同性カップルの権利を守ろうとした」¹³結果にほかならない。特に24条2項への着目が、高裁段階での昇級を引き出した。主戦場は24条1項から同2項へと移されたのである。

2024年3月、最初の高裁違憲判決となった札幌高裁判決は、地裁判決から一転して、違憲審査の対象を「婚姻以外の制度」から婚姻制度そのものの欠落へと引き戻した。その後、高裁判決では、いずれも婚姻できないこと自体について審査を行い、5件が違憲の結論を導いた。高裁判決5件は24条2項（及び14条1項）違反の結論で一致した（これに加えて、札幌高裁では24条1項、福岡高裁では13条にも違反）。

高裁が地裁とは異なり、婚姻可否問題に焦点を絞るようになったのは、「別制度」を押し付けることは、「分離すれど平等」論¹⁴にほかならず、同性愛者を二級市民化するものとして、原告や弁護団が断固拒否する主張を展開したことが背景にある[13]。

② 2種類の高裁違憲判決

5件の高裁違憲判決は、2つのタイプに分かれる。

1つは憲法上の権利（ないし利益、24条1項ないし13条）への侵害に加えて、平等原則（14条1項）、個人の尊厳違反（24条2項）を併用する複線戦略（札幌高裁、福岡高裁）であり、もう1つのタイプが平等原則と個人の尊厳違反だけを理由とする単線戦略である（東京高裁、名古屋高裁、大阪高裁）。

複線戦略をとる札幌高裁と福岡高裁では、依拠した憲法上の根拠に違いがある。

¹² 法解釈に当たっては、当該法の制定時の意図（original intent）又は文言（text）を重視した解釈を行うべしとする解釈方法論。後者については文言主義（textualism）と分類されることもある。アメリカ合衆国で1980年代以降、主に保守派を中心に主張されるようになった。

¹³ 毎日新聞社説「同性婚巡り5高裁『違憲』 早期実現は国会の責務だ」2025年4月6日。

¹⁴ アメリカ合衆国の判例（Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896)）法理。19世紀から20世紀にかけて主に南部諸州で採用されていた人種別学をはじめとする人種隔離政策を、連邦憲法修正14条の定める平等原則に違反しないものとして正当化するための論拠として用いられた。後に判例変更（Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954)）がなされ、現在ではこの平等原則の解釈は否定されている。

札幌高判は歴史的経緯と文言の障害を乗り越えて、正面から24条1項が直接、同性間の婚姻も保障しているとした。学説では24条1項でストレートに同性間の婚姻の自由を保障しているとの解釈(=要請説)をとるものが現れていたが、高裁がこれを採用したことは、衝撃をもって受け止められた。札幌高裁のこの判断は、13条、24条2項をふまえることで導かれている。

これに対して福岡高判は、同性間の「婚姻の成立及び維持について、法制度による保護を受ける権利」が、13条によって保障されていると構成した点で画期的である。「互いに相手を伴侶とし、対等な立場で、終生的に共同生活をするために結合し、新たな家族を創設したいという幸福追求の願望は、両当事者が男女である場合と同性である場合とで何ら変わりがないから、幸福追求権としての行為の成立及び維持について、法的な保護を受ける権利は、男女のカップル、同性カップルのいずれも等しく有しているものと解される」(福岡高判)と説示する。

他方、単線戦略をとった東京高判(一次)は、「配偶者としての法的身分関係の形成ができること」を、「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」(東京高判1次)と捉える。その上で、「同性間の人的結合については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いするものであって、14条1項、24条2項に違反するというべきである」とした。

名古屋高判では、婚姻としての人的結合の形成を「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」、大阪高判でも「重要な人格的利益」と位置付け、これを認めない現行法を14条1項、24条2項に違反すると結論付けた。この法的利益を憲法に保障されたものとはしていないが、結論としては個人の尊厳を著しく損ない、法の下での平等原則に反するとした。

複線戦略は、同性間の婚姻関係形成も憲法(24条1項ないし13条)が要請した実体的な権利(ないし利益)と捉えるのに対して、平等原則(14条1項)や個人の尊厳違反(24条2項)だけに依拠する単線戦略の方は、婚姻権を憲法によって要請されたものとまでは見ないという違いがある。とはいえ、5件の高裁判決は、最高裁に対して14条1項及び24条2項違反を導くのに、2つの選択肢を示したことになる。

③ 唯一の高裁合憲判決

最後の高裁判決となった東京高裁(二次)だけが、一転して合憲判断を下した。本判決では、「性自認又は性的指向に従った法令上の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益と位置づけられ」、「同性の者同士が、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む人的結合関係は、一つの家族の姿として社会的承認を受けている」とした。その上で国が「漫然と当該

施策¹⁵の実施を怠り、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別が生ずる状況を放置しているものとして、控訴人らとの関係で、国家賠償法1条1項の適用上違法となる場合もあり得る」と判示した。しかし、他方で「同性の者同士の結合関係が憲法24条の『婚姻』に含まれ、又はこれに同条1項の類推適用がされるとは解されず、同性の者同士が憲法上『婚姻』の自由を保障されているとはいえない」とし、具体的な制度の構築は国家の立法裁量に属するとした。その上で結論としては、「一の夫婦とその間の子」の結合体を1つの家族の姿として想定する本件制度設計自体はなお合理的なものであり、「同性の者同士に係る家族に関する法制度の不存在を原因として本件区別取扱いが生じていることについては、憲法24条2項が立法府に与えた裁量権を考慮した場合に、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づかないとまで断じることが困難であり、憲法14条1項に違反するとまではいえない」として、合憲判断を導いた。

この理路は、いかなる人的結合関係が憲法24条1項のいう「婚姻」に含まれるかは立法裁量で決せられるとする立場、すなわち学説の分類でいえば許容説に立ちつつ、憲法24条2項及び14条との関係では、大阪地裁を除くこれまでの諸判決では否定されていた伝統的な「婚姻＝生殖目的」論により同性婚排除を正当化するものである。婚姻を個人の権利の側面からではなく、「世代を超えた国民社会の維持」という国家の側から立論することで区別取扱いを合憲とする特異な判決である。

④ まとめ

憲法24条1項が同性婚を禁止しているか否かについては、禁止していないとの一致した見解が地裁段階で既に示されている。この見解は学説の大勢とも共通しており、既に決着した論点といえるだろう。また、現行の婚姻制度から同性同士の結合関係が排除されていることの憲法24条2項及び14条1項適合性について、婚姻を生殖目的と結び付けることでこれを正当化する大阪地裁、東京高裁（二次）が採用した論理、及び同性婚に対する社会的承認の不足を法的承認拒否の正当化理由とする地裁判決の説示は、5つの高裁違憲判決によって明確に否定された。最高裁がこれらを採用するのはハードルが高いであろう。結果として、最高裁に残された論点は、同性間の婚姻を認めていない現行制度が違憲性を帯びるとしてその根拠を憲法のどの条文に求めるのか（単線戦略か、複線戦略か）、違憲性を治癒するために必要な制度はいかなるものに尽きる。

5件の高裁違憲判決のうち複線戦略をとる2判決では婚姻権を直接、憲法により保障されると考えるので、立法裁量は極めて狭い。これに対して単線戦略ならば、平等原則、個人の尊厳審査がクリアできれば、婚姻以外の制度であっても憲法審査をクリアできる可能性がわずかであるが残り得る。ただし、その場合には新たに設けられる

¹⁵ 被控訴人の関係行政機関が実施する「LGBT理解増進法に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策」を指す。

婚姻以外の制度の憲法適合性の問題（「分離すれど平等」論や二級市民化の弊害がここでは争点となる）が別途浮上することになる。最高裁が婚姻でなければならぬとするのか、婚姻以外の制度選択も許すのかは、最大の注目点となろう。以上のように、婚姻平等訴訟を通して、地裁・高裁の判決ではほぼ論点を出し尽くしているように思われる。最高裁が、これら下級審のどの説示を踏襲するのか、それとも新たな憲法論を展開するのが注目される¹⁶ [14]。

(4) 同性間の婚姻に関連するその他の裁判の動向

婚姻の平等に関連する訴訟・審判は、同性間の婚姻を認める規定が存在しないことの憲法適合性を争う前記訴訟のみではない。2017年提言発出以降に限っても、様々な形で訴えが提起されている。大きく3タイプを紹介しておきたい。

① 同性間の婚姻に対する司法の承認を求める訴え

第一に、同性間の婚姻に対する司法の承認をより直接的に求める訴えが存在する。婚姻は「戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」（民法739条）とされているところ、現行の民法では「夫」又は「妻」（民法750条等）という文言が用いられ、また、戸籍法は届出事項を定めるに当たって「夫婦」（戸籍法74条）という文言を用いている。これらを理由として、現在の戸籍実務では、同性の者二名を当事者として届け出られた婚姻届については不適法であるとして不受理とする取扱いが行われている。

2024年には、この婚姻届不受理処分に対する不服申立ての家事審判が仙台家庭裁判所（以下、家庭裁判所を家裁と略）に申し立てられた（2024（令和6）年2月14日における仙台家裁への家事審判の申立て¹⁷）。これは、民法及び戸籍法の前記規定を憲法適合的かつ合理的に解釈することによって婚姻届を受理することが可能であるとして、司法上の救済として、戸籍事務を管掌する自治体の長に婚姻届を受理すべきとの審判を求めるものである。上述(3)で触れた各訴訟が国会の立法不作為を問題にするのに対し、より直接かつ迅速な救済を求める点に特徴がある。

② 同性間の親密な関係に対して法律婚と同等の取扱いを求める訴え

第二に、直接同性間の婚姻の承認を求めるものではないが、同性の者二名を当事者とする親密な関係から派生する法的身分等について、法律婚と同様の取扱いを求める訴えが存在する。

¹⁶ 自己決定権の内容に婚姻の自由・家族形成権を含むことについては、学説上はほぼ異論はない。佐藤幸治「家族関係は…個人の自己実現・自己表現という人格的価値を有するが故に、基本的には、人格的自律権の問題と解される。この問題は…憲法24条の法的性格・内実をどう捉えるかに関係してくるが、24条の解釈が未だ必ずしも定まっていな中で、家族の形成・維持にかかわる事柄の根本は人格的自律権（自己決定権）にあることをまずは確認しておきたい」（『日本国憲法論〔第二版〕』（成文堂、2020年）214～215頁）などを参照。

¹⁷ <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000134>。なお、30年来生活を共にした本件審判の申立人の1人が、審判が下される前の2025年12月に死亡したが、残された一方当事者のみにより手続は続けられた。

例えば、婚姻の効力の1つに夫婦が同一の氏を称することがある（民法705条）。婚姻によらず氏を変更するには原則家裁の許可が必要とされており、また、「やむを得ない事由」がある場合に限られている（戸籍法107条1項）。これに対し、名古屋家審2025（令和7）年3月14日は、同性パートナーと同じ氏への変更の許可を求める申立てについて、当事者らが異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認め、氏が異なることが性的指向の詮索につながり、社会生活上の著しい支障を生じるとして「やむを得ない事由」に当たるとした。

また、出入国管理及び難民認定法（入管法）は、「日本人の配偶者等」（別表第2）の在留資格で外国人が日本に在留することを認めている（入管法2条の2第2項）。しかし、現在の入管実務では、法律上同性の者については、外国で婚姻をしても「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができない。なお、法務省通知（法務省管第5357号平成25年10月18日）によれば、外国人同士の同性婚については、当該外国人当事者の各本国で有効に成立している場合は、人道的観点から「特定活動」への在留資格変更が許可されるとしているが、日本人と外国人とが国外で法的に有効な同性婚をしていたとしてもこの通知の対象外である。

こうした実務の下で、2019年には本国で日本人と法的に婚姻関係を結んでいる外国人が、「日本人の配偶者等」の在留資格と同等の資格である別表第2の定める定住者の在留資格への変更を求めて訴えを起こした。一審は、在留資格変更の訴えそのものは却下したものの、日本人の同性婚の相手方である外国人に前記通知の射程が及ばないとするには合理的な根拠があるとはいえず、憲法14条の趣旨に反するとした（東京地判2023（令和5）年9月30日）。なお、最高裁は、上告理由に該当しないとして申立人の訴えを退けている（最決2025（令和7）年2月20日¹⁸）。

③ 同性間の婚姻が認められない不合理の訴え

第三に、性同一性障害特例法との関係で、同性間の婚姻が認められていないことによって生じる不合理を訴えるものも存在する。性同一性障害特例法3条1項2号は「現に婚姻をしていないこと」を性別変更の要件としている。この非婚要件は、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づく規定と解されている。これについて最高裁は、2020年に、同規定が「同性婚という現行法秩序において解決困難な問題の発生を回避する必要があることに基づく」とした上で、「性的少数者による新しい家族の形をどのように法的評価していくかは基本的には立法政策に委ねられている」として違憲の訴えを退けている（最決2020（令和2）年3月11日）。

しかし、その後も立法による解決はなされず、2024年には新たに同種の申立てがなされたが、京都家裁は、同性婚を認めない民法等の諸規定の合憲性について、各地の下級裁判所が相次いで憲法違反又は違憲状態である旨の判断をしていることを受け、

¹⁸ <https://www.call4.jp/file/pdf/202503/03027ab10b72c094b04585630fd9cf75.pdf>

「少なくとも婚姻（継続）の自由又は権利は、憲法 13 条及び 24 条 1 項によって保障された人権として認める余地はある」としつつも、国会の立法裁量を理由に「非婚要件が、直ちに憲法 13 条、24 条に反して無効となると解することはできない」とした（京都家決 2025（令和 7）年 3 月 19 日¹⁹）。続いて本事件の抗告審である大阪高決 2025（令和 7）年 9 月 25 日²⁰でも、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない」との配慮から設けられた要件であり、合理性を欠くものとはいえないとして、国会の裁量の範囲を逸脱しないとして、抗告を棄却した。結局、性別取扱い変更のための未婚要件の撤廃は、同性間にも婚姻を成立させる法ができなければ、実現が難しいことが明らかとなった。

また、2025 年には、日本人と法的な婚姻関係にある外国人が、本国で性別を変更し、日本において住民票の性別記載の変更を求めたところ、住民票の続柄を配偶者ではなく縁故者にするよう求められたことにかかる国家賠償請求訴訟について、請求を棄却する判断が下されている（東京地判 2025（令和 7）年 6 月 11 日）。2020 年の最高裁決定から既に 5 年が経過しており、また、この間の同性婚をめぐる下級裁判所の判断が蓄積されていることを思えば、立法による解決又は最高裁による明確な判断が望まれる。

さらに、民法 779 条以下で規定されている認知の制度は、血縁上の親子関係を前提に法律上の親子関係を形成するものであり、同 787 条は子等に認知請求権を認めているが、被申立人の性別について特段の定めは置かれていない。2004 年に性同一性障害特例法が施行されるまでは、法律上の父となり得る者の性別が例外なく男性であることにつき疑義が生ずる状況にはなかったが、生殖補助医療の発展や特例法の施行により、異なる事態が生じ得ることとなった。これに対して最高裁は、2024 年、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる」との判断を示した（最判 2024（令和 6）年 6 月 21 日）。

この判決それ自体は、血縁上の父子関係を有する者から監護、養育、扶養を受けることのできる法的地位を取得したり、その相続人となったりすることに対する子の福祉及び利益を保護する趣旨のものであるが、原審（東京高判 2022（令和 4）年 8 月 19 日）が、性同一性障害特例法 4 条 1 項によって「民法その他の法令の規定の適用について」性別が男性から女性に変わったものとみなされる者は、民法 787 条の認知請求の相手方となる「父」に含まれないと解釈したのは、同規定が生殖補助医療の発展や性同一性障害特例法による性別変更の可能性等を想定していない時期に制定されたものであり、その当時の解釈に依拠したことによる。このような解釈実務の混乱を避けるためにも、立法による制度の整備が求められる。

¹⁹ <https://www.call4.jp/file/pdf/202503/7c79f1b2ef6aa4769023318901a1d1d3.pdf>

²⁰ <https://www.call4.jp/file/pdf/202511/3b49561c76df585cef0582120166d623.pdf>

(5) 最高裁判決への展望

このような婚姻平等をめぐる近年の国内外の状況は、司法府と立法府とが協働して問題の解決に当たることが喫緊の課題であることを示している。2018年、日本で婚姻平等に関わる法案が最初に国会に提出されてから、既に8年が経過した。しかし、立法府による解決の道筋はいまだ示されていない。

婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築は「第一次的には国会の合理的な立法裁量」（再婚禁止期間違憲判決：最大判2015（平成27）年12月16日）に委ねられているとしても、その裁量には限界がある。民法及び戸籍法等に同性間の婚姻を認める規定が存在しない現状が憲法13条、14条1項又は24条2項に違反するとの判断が複数の下級裁判所で下されている以上、最高裁が明確な憲法判断を示し、立法府に対して憲法の定める「要請、指針」がいかなるものかを具体的に示すことは、憲法によって違憲審査権を付与された司法機関の使命である。

具体的には、以下の2点についての判断が望まれる。

① 同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについての明確な憲法判断

民法及び戸籍法等に同性間の婚姻を認める規定が存在しない状態が違憲であることについて、明確な憲法判断を示すべきである。日本国憲法上、婚姻に関わる条文としては家族形成を含む自己決定権を保障する13条後段、平等原則を定める14条、婚姻の自由を定める24条1項、婚姻及び家族に関する事項について立法裁量の限界を定める24条2項、そして、個人の尊厳を規定する13条前段などが挙げられる。

しかしながら、これらの条項の法的意味が裁判上問題になることは従来ごく稀であって、学説も十分に議論を尽くしてきたとは言い難かった。こうした状況を大きく変化させたのが24条2項の法的意味を初めて明らかにした2015年の再婚禁止期間違憲判決であり、上述(3)(4)で言及した一連の訴訟である。

2017年提言時点において、司法実務における24条解釈はまだ議論の端緒にすぎたばかりであった。しかし、(3)で触れた通り、一連の訴訟過程を通じて24条解釈を含む日本国憲法上の「婚姻」の位置付けをめぐって、様々な角度から検討がなされ、今日では議論は既に成熟したとあって良い。最高裁には、これまでの議論の蓄積をふまえて、明確な判断をすることが望まれる。

② 立法府に対して婚姻への包摂を求める判断

最高裁には、これまでの議論の蓄積をふまえて、立法府に対して明確な指針を示すことが求められる。

婚姻は民法その他多くの法令にまたがる制度であり、最高裁による違憲判断だけで当事者に救済が得られるわけではなく、立法府による制度設計及びその実現のための法改正等が必要である。国際的な動向や日本の国会でこの問題が認識されてから既に一定期間が経過していることを思えば、実現を先延ばしにすることは立法の怠慢であ

ると批判されるおそれも高い。また、(4)で言及したように、現行法は既に性同一性障害特例法など他の法令との間で軋轢を生じさせており、現時点では矛盾箇所を解釈によってつじつま合わせをしている状態であり、その調整も喫緊の課題となっている。したがって、違憲判断が下された後には、立法府には迅速な対応をとることが求められる。

婚姻及び家族に関する事項については一定の立法裁量が認められることには異論はない。しかし、その立法裁量にも限界があり、(3)で触れた諸判決では、違憲判断後に求められる制度の有り様についても検討がなされている。とりわけ、初期の判決が「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しない」(札幌地判 2021 年 3 月 17 日) 現行法を問題としており、今後の制度設計に幅を持たせていたのに対し、高裁段階では「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法 14 条 1 項違反の状態は解消されるものではない」とし、「本件諸規定のうち、同性カップルを婚姻制度の対象外とする部分」が憲法違反であると断じるものも登場している(福岡高判 2024 年 12 月 13 日)。(7)で触れる諸外国の動向²¹を見ても、異性婚と異なる法的制度による解決は、後に更なる違憲訴訟を招くおそれもある。それゆえ最高裁には、立法府に対して婚姻を同性間にも開放するよう求める明確な指針の提示が望まれる。

(6) 同性婚(婚姻平等)をめぐる世論の動向

日本でも、同性婚をめぐる世論は、この 10 年余りで大きな変化を遂げている。2010 年代半ばと比べても、大きく変化し、同性婚の法制化を支持する割合が増えている。政府による調査、学術的調査、マスコミによる世論調査のどれを見ても、同性婚の法制化を支持する意見が多数派である。同性婚肯定派の比率は、国際比較で見ても、同性婚を既に導入した台湾よりも高い。以下、具体的に確認しておく。

① 国際的にみた日本の世論

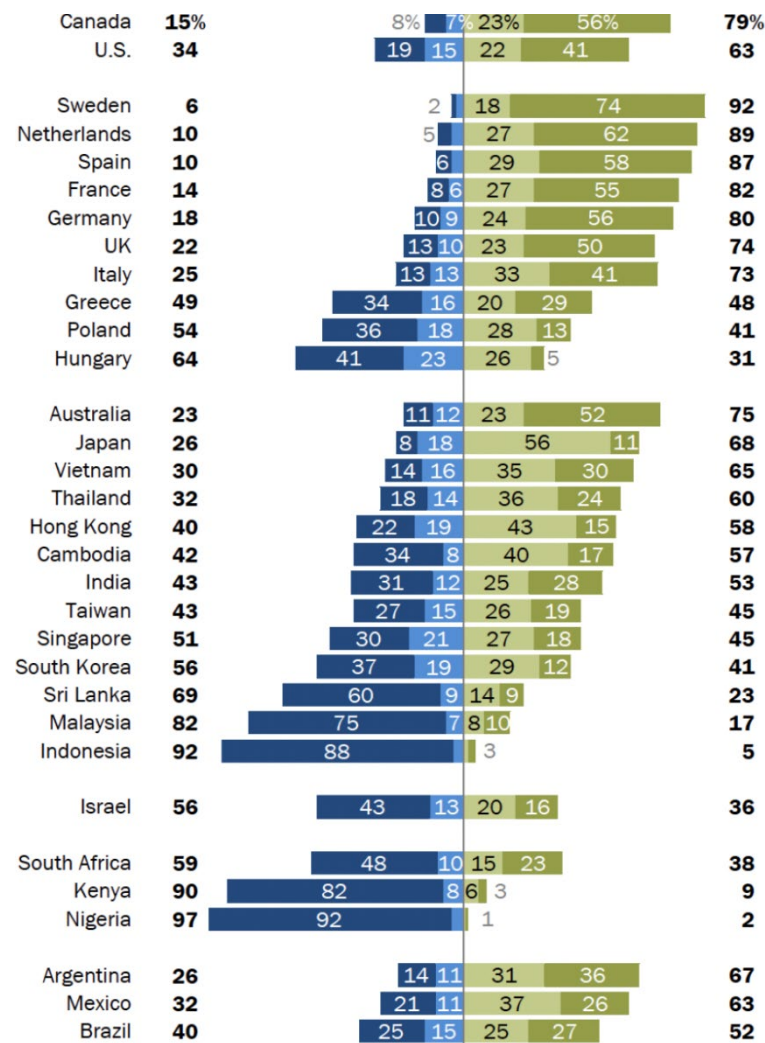
日本の世論が国際的にどう位置付けられるかを把握するために、Pew Research Center が取りまとめている 2023 年に実施された複数の調査 (RELIGION IN EAST ASIA SURVEY、SPRING 2023 GLOBAL ATTITUDES SURVEY、RELIGION IN SOUTH AND SOUTHEAST ASIA SURVEY) において同性婚への賛否を尋ねた 32 か国の結果を見ておこう [15]。これらの調査は、各国で RDD 方式 (すべての可能な電話番号から無作為抽出した番号に電話をかける方法) などの方式によって対象が抽出されている。

日本調査の結果を見ると、「強く賛成」が 11%、「やや賛成」が 56%、「やや反対」が 18%、「反対」が 8% である。「強く賛成」と「やや賛成」を合わせた賛成割合は 67% で、反対割合の 26% を大きく上回っている。日本における賛成割合はヨーロッパ諸国

²¹ BverG, Urt. vom 7. 7. 2009-1 BvR 1164/07.

に比べるとやや低いものの、同性婚が可能である台湾を含むアジア諸国の中では高い（図1参照）²²。

【図1】 32か国における同性婚に対する考え方
 ゲイやレズビアンが法的に結婚できるようにすること：
 (反対側の%) 強く反対 反対 賛成 強く賛成 (賛成側の%)



出典[15]

② 近年の調査結果

2020年代以降の同性婚をめぐる世論を概観する。このトピックに関する政府による調査、学術的調査、全国的な報道機関が実施した以下の調査結果は、どれも同性婚の法制化を支持する意見が多数であることを示している。

²² 設問は「あなたは、ゲイやレズビアンが法的に結婚できるようにすることに、強く賛成、やや賛成、やや反対、それとも強く反対ですか」。

政府による調査で同性婚の法制化への賛否を正面から捉えようとするものはほぼ皆無であるが、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の試験研究機関）が2022年に実施した調査[16]において、同性婚の賛否を尋ねている。同調査によると、集計対象とした有配偶女性5,518人のうち、同性どうしの結婚を法律で認めることに「まったく賛成」は22.6%、「どちらかといえば賛成」は40.0%、「どちらかといえば反対」は14.8%、「まったく反対」は5.4%（不詳17.3%）であった。「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると62.6%、「どちらかといえば反対」と「まったく反対」を合わせると20.2%で、賛成割合が反対割合より40ポイント以上多い²³。

学術調査に目を向けると、2023年に実施された「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」[17]では、「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」に対し、「賛成」が53.4%、「やや賛成」が29.8%、「やや反対」が9.5%、「反対」が6.1%であった。「賛成」と「やや賛成」を合わせると83.2%で、「やや反対」と「反対」を合わせた15.6%を大幅に上回っている²⁴。

荒井勝喜総理大臣秘書官（当時）が2023年2月3日、官邸での取材において性的マイノリティや同性婚に関して差別的発言をしたことで更迭されたことを受け、2023年2月にはNHK、朝日新聞社、共同通信社、NNN（日本ニュースネットワーク）・読売新聞社、毎日新聞社、産経新聞社・FNN（フジニュースネットワーク）、日本経済新聞社、JNN（ジャパンニュースネットワーク）など多数のマスコミが、同性婚の賛否を問う設問を含めた世論調査を実施した。内容を直接確認できた8つの調査の結果²⁵を見ると（うち1件は2023年5月実施）、調査主体や設問の用語選択にかかわらず、同性婚を法律で認めることに賛成する割合は54%から72%、反対する割合は18%から29%で、やはり賛成割合が反対割合を大きく上回っている。

このほか2025年3月から4月にかけて行われた共同通信社による調査²⁶でも同様に、「同性婚は認める方がよい」と回答した割合は71%、「認めない方がよい」と回答した割合は26%であった。

²³ 設問は「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」。集計対象である有配偶女性5,518人、不詳を含めた回答分布を公表資料より算出。2022年に厚生労働省によって実施された国民生活基礎調査において選定された5,530国勢調査区から無作為抽出された300調査地区の16,470世帯のうち15,461世帯に調査票を配布し、9,661票を回収。調査の主対象である有配偶女性が回答した5,518票を集計。詳細は国立社会保障・人口問題研究所（2024）を参照。

²⁴ 設問は「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」。住民基本台帳から18歳から69歳の18,000人を層化二段無作為抽出法によって抽出し、17,855人に調査票を郵送、回答者数5,339人、有効回収率29.9%。

²⁵ 8つのメディアによる調査は以下を参照。NHKは<https://news.web.nhk/senkyo/shijiritsu/archive/2023/02.html>、朝日新聞はhttps://www.asahi.com/articles/ASR2M7VBOR2MUZPS001.html?iref=pc_photo_gallery_breadcrumb、共同通信は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1375E0T10C23A2000000/>、NNN・読売新聞は<https://www.ntv.co.jp/yoron/dmxcjxkppajnaarw.html>、毎日新聞は<https://mainichi.jp/articles/20230219/k00/00m/010/135000c>、産経新聞・FNNは<https://www.fnn.jp/articles/-/488784>、日本経済新聞は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA253J70V20C23A2000000/>、JNNは<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/463899>。

²⁶ 2025年3-4月の共同通信の調査は<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA021MT0S5A500C2000000/>を参照。

③ 属性による違い

上記で見たように、世論は同性婚の法制化を支持しているが、賛否割合は年齢や性別などの属性によって異なる。

年齢別では、年代が若い方が、性別では、男性よりも女性の方が、賛成する割合が高い。例えば、2023年に実施された「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」[17]において、「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」に「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した割合を年齢10歳階級別に見ると、18-19歳では94%、20代では92%、30代では86%、40代では85%、50代では82%、60代（調査時の70歳を含む）では74%である。強い意見であるとみなせる「賛成」回答のみを年齢10歳階級別に見ると、18-19歳では71%、20代では72%、30代では62%、40代では55%、50代では46%、60代（調査時の70歳を含む）では39%で、年齢による違いが顕著である。

出生時の性別によって見ると、「賛成」もしくは「やや賛成」と回答した割合は、男性では75%、女性では90%で、15ポイントの差がある。強い意見とみなすことのできる「賛成」と回答した割合は、男性では44%、女性では61%で、18ポイントの差がある。

④ 経年変化

同性婚をめぐる世論は、この10年余りで大きな変化を遂げている。2010年代半ばと比べても、大きく変化し、同性婚の法制化を支持する割合が増えている。

「性的マイノリティについての意識：2015年全国調査」[18]、同「2019年全国調査」[19]、2023年の「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」は、対象者の抽出方法が同一であるため（住民基本台帳から層化二段無作為抽出法）、2015年、2019年、2023年の経年変化を見ることができる。

これらの調査で共通する年齢層20-69歳の回答を取り出してみると、同性どうしの結婚の法制化に賛成する割合は、2015年では56.1%、2019年では15ポイント増の71.3%、2023年では12ポイント増の83.0%である。強い意見を持つとみなすことのできる「賛成」の回答のみを見ると、2015年では16.2%、2019年では29.6%、2023年では53.0%で、それぞれ13ポイント増、23ポイント増と、著しい増加が見られる。

なお、「性的マイノリティについての意識：2015年全国調査」[18]、「性的マイノリティについての意識：2019年全国調査」[19]、では、「同性間の婚姻を法的に認めること」への賛否を尋ねた一方で、「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」では「同性カップル（女どうし・男どうしのカップル）が、法的に結婚できる制度」について尋ねている。2015年・2019年調査と同じ質問文を2023年で用いた場合、数値が小さくなるのか大きくなるのかは分からない。それを調べるためには、別途研究を行う必要がある。

⑤ 同性婚法制化の賛否の根底にある考え方

同性婚に対する賛否のみでなく、同性婚というものをどのように捉えているのかも重要な点である。そうした角度から「性的マイノリティについての意識：2019年全国調査」[19]の結果を紹介する。同性婚の見解をいくつでも選べる形で尋ねたところ、選択割合が最も多いのは、「誰にも平等に、結婚する権利がある」(56.3%)、ついで「愛し合っていればよい」(43.0%)であった。

その他の肯定的な見解では、「新しい家族のあり方につながるのでよい」(27.2%)、「海外で認められているから、日本でもあってよい」(24.3%)が2割台の回答者に選ばれた。否定的な見解とみなすことのできる、「結婚は男女に限るべきである」(15.2%)、「伝統的な家族のあり方が失われる」(14.0%)、「海外ではあり得るかもしれないが、日本の社会にはそぐわない」(13.2%)はいずれも1割台であった。「生殖にむすびつかないから好ましくない」の選択割合は1割に満たず、8.4%であった。反対する根拠として頻繁に言及される同意見は、日本全体の中では、少数派であることが分かる。

(7) 諸外国の動向

① 各国における婚姻平等化の動向

婚姻平等化は若干の国においては同性カップルの事実婚としての保障から始まり、婚姻とは別制度による保障を経て、最終的に性別による婚姻の制限を撤廃する(=婚姻平等化)過程をたどってきた。もっとも、すべての国が同じようにこの3段階を経てきたわけではない。婚姻平等化の過程は、各国の歴史や文化、社会制度、そして世論の影響を受けており、その進展のスピードや段階には大きなばらつきがある[20]。

例えば、オランダは1998年に別制度を導入した3年後の2001年に世界で初めて婚姻平等を実現したが、1988年に世界で初めて別制度を導入したデンマークにおける婚姻平等化は2012年であった。また、2000年代半ばの早い段階で婚姻平等を実現したカナダやスペイン、南アフリカなどは、そもそも国レベルでの別制度の段階を経由していない。

キリスト教文化の影響を受けた多くの国では、かつて同性カップルの関係性は刑事処罰(いわゆるソドミー処罰規定²⁷)の対象とされていた。そうした歴史をふまえれば、婚姻平等は性的マイノリティに関する人権保障における重要な試金石といえる。人権が普遍性という特徴を持つとすれば、各国の婚姻平等化の実現過程から日本が学ぶべき点は少なくない。

今日、国際的な人権保障の文脈では、異性カップルと同性カップルの権利保障内容に差異を設けることが不当な差別に当たるのみならず、同性カップルにも法的・制度的枠組みを利用可能とすることは、各国に課せられた最低限の義務とみなされている。

²⁷ 同性間性行為を処罰する規定のこと。かつて、キリスト教社会では、同性間性行為は「ソドミー」という宗教的大罪とされた。

何らの法的枠組みも提供していない日本法は、国際人権法上の義務を果たしているとはいえない。

加えて、人権保障を積極的に促進する国々が、婚姻以外の別制度による保障もまた人権侵害に当たると解釈していることも注目すべきである。例えば、事実婚としての保障の同性カップルへの適用をめぐる裁判や州裁判所による現行法の違憲判断の後押しを受けて成立した2005年のカナダ市民婚姻法の前文は次のように明記している。「民法上の婚姻を平等に認めることだけが同性カップルの差別なき平等な権利尊重であり、婚姻とは別制度であるシビル・ユニオンは同性カップルの平等なアクセスを妨げ、人間の尊厳を侵害しており、カナダ基本権憲章に違反している」。このような理解は、南アフリカやオーストリア、ブラジル、台湾などの司法判断にも共通している。

② 婚姻平等を実現した国

2001年にオランダが婚姻可能なカップルを「異性または同性」と法改正して婚姻平等を実現して以来、婚姻平等を実現した国は39の国・地域に上る(2025年1月現在)。欧米諸国だけでなく、南アフリカ、ラテン・アメリカ諸国にも広がり、特に2010年半ばに急増した。後述のように、現在ではアジア地域にも広がりつつある。

婚姻平等の実現に向けた過程では、立法府における選挙公約の提示や当事者議員の活動、司法府における違憲訴訟や婚姻届の受理判断、さらに憲法改正や婚姻平等の是非を問う国民投票といった直接民主制の手続などが重要な役割を果たしてきた。これには各国の統治体制や社会制度、市民社会の活動、経済事情、国際情勢なども複雑に絡み合っている。もっとも、婚姻は法律によって規律されているため、立法府の決断と、それを人権の視点から監視する司法府の判断が最終的に重要な役割を担う。

③ アジア地域への拡大

婚姻平等は2019年5月に台湾、2023年6月にネパール、そして2025年1月にタイでも実現した。2022年にはシンガポールでソドミー処罰規定が廃止されるなど、アジア地域でも同性カップルの権利保障に肯定的な変化が見られる。

このうち、台湾では、2017年に司法院大法官第748号解釈により、同性カップルに婚姻を認めていない民法を違憲と判断した後、この解釈の施行を目的とする特別法を制定することで婚姻平等が実現した。日本と歴史的・地理的に近接し、家族観を含む文化や価値観に類似性を持つ台湾で婚姻平等が実現したことで、欧米諸国との差異を根拠とする婚姻平等への反対論や慎重論が、説得力に乏しいことを明らかにした[21]。

さらに、19世紀の近代化の歴史や根強い家族主義の規範意識といった点で日本と類似性を持つタイでも2025年に婚姻平等が実現した。タイでは10年以上にわたる別制度による保障に向けた議論に加え、2020年には憲法裁判所により同性カップルの婚姻を認めない現行民法に合憲判決が下されていた。一時は足踏みしているように見えたタイが婚姻平等化に踏み切った背景には、市民活動やメディア・経済界の動きに加え

て、立法府による時宜を得た対応があった。アジア地域における婚姻平等化の流れは、日本法の在り方を考えるための重要な道標となろう。

3 国会での立法化に向けた検討

(1) 野党案の提出と直近の動向

同性婚の法制化に関する野党案は「民法の一部を改正する法律案」として、計4回、国会に提出されている。①2019年6月3日、立憲民主党、日本共産党、社会民主党の議員により衆議院第198国会15号、②2023年3月6日、立憲民主党、無所属の議員により衆議院第211国会3号、③同年3月29日、日本共産党の議員により参議院第211国会7号、④2025年6月19日、立憲民主党、無所属の議員により衆議院第217国会64号である。いずれも審議未了で廃案になっている。

(2) 立法の在り方

① 現在公表されている法案から

直近の立憲民主党等の2025年法案(上記④)は、以下のような内容を持つ。①同性婚の法制化(婚姻は、異性又は同性の当事者が、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずること)、②特別養子縁組その他の養子縁組を異性婚の当事者と同様に行うことができるようにすること、③民法の「夫婦」を「婚姻当事者」に、「父母」を「親」に改めるなど文言の性中立化を提案するものである。

一方、2023年3月15日、公益社団法人Marriage For All Japan—結婚の自由をすべての人に(略称:マリフォー)は「婚姻平等マリフォー法案」を公表した²⁸。同年7月9日、ジェンダー法政策研究所第3回公開シンポジウム「21世紀の人権保障としての婚姻の自由・平等～国際比較から」において、マリフォー案をベースに「実務上の課題と具体的な提案」が報告された[22]。

立憲案もマリフォー案も、現行の婚姻制度を前提に、婚姻する当事者の性別を問わないものであり、制度の骨格は現行法と同じである。すなわち、現行法で定められた婚姻当事者の権利義務規定を適用することから、条文の文言の修正で対応可能である。

同性婚を法制化した各国の規定も同様である。例えば、ドイツ民法1353条「婚姻は、異性または同性の二人の者によって、生涯にわたり締結される。」、フランス民法143条「婚姻は、異性または同性の二者によって締結される。」である。立憲案もこうした規定を提案する。マリフォー案は、性の在り方の多様性に対応し、同性又は異性に限定しない規定を提案する。民法739条1項を「婚姻は、性別のいかんを問わず、二人の当事者が戸籍法の定めるところにより届出ることによって、その効力を生ずる。」と修正する。

性別を前提にする語句の性中立化として、立憲案、マリフォー案は、「夫婦」を「婚姻当事者」に、「夫若しくは妻」を「婚姻当事者の一方」に、「父母」を「親」に、「父

²⁸ <https://www.marriageforall.jp/blog/20230412/>

又は母」を「親の一方」に修正する。養子縁組に関する現行民法の規定は「養親」「養子」なので、修正は不要である。

② 戸籍制度との関係

現行戸籍制度の維持を前提にすれば、1組の婚姻の当事者と氏を同じくする子を単位として戸籍を編製することになるので、届出書式や戸籍の記載事項の語句を性中立化することで対応できる。

例えば、婚姻届書の「夫になる人」・「妻になる人」を「婚姻の当事者」に、「婚姻後の夫婦の氏」を「婚姻後の配偶者の氏」に修正し、「夫の氏」・「妻の氏」のチェック欄を廃止して、どちらかの氏を記載する。戸籍の【配偶者区分】夫、妻欄が、特に記載する必要がないので、廃止する。【父】・【母】欄は【親】に、【養父氏名】【養母氏名】は【養親氏名】に、【親権者】父、母は【親権者】親の氏名に、【届出人】父、母も、【届出人】親の氏名に修正する。

(3) 嫡出推定規定の捉え方

民法772条の嫡出推定は、異性夫婦の生殖行為を前提とする規定として理解されてきた。しかし、2013年12月最高裁²⁹は、トランスジェンダー男性（割り当てられた性別が女性で性自認が男性）がシスジェンダー女性（割り当てられた性別も性自認も女性）と婚姻し、妻がドナー精子で出産した事案において、法的性別を変更した当事者にその性別で婚姻することを認めている以上、婚姻の主要な法的効果である嫡出推定規定を適用すべきであるとして、当該夫婦の嫡出子として戸籍記載することを認めた。すなわち、嫡出推定規定は、夫と子との間の生物学上の親子関係（血縁関係）を推定する規定ではなく、法律上の親子関係の存在を推定する規定なのである。したがって、同性婚を法制化すると、性別を問わず、また、自然生殖か生殖補助医療の利用かを問わず、婚姻当事者が子をもうけた場合における法律上の親子関係成立の規定として位置付けることが可能になる。

そこでマリフォー案は、民法772条1項「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。」を「婚姻の一方当事者が婚姻中に懐胎した子は、他方当事者の子と推定する。」に修正することを提案している。例えば、女性カップルがドナー精子によって懐胎した場合、出産したパートナーは出産した者として法律上の親となり、パートナーの相手方はこの規定により、法律上の親となることになる。子には法律上の親が二人おり、成育を確保することができる。

(4) 法制審議会ないし議員立法の展望

仮に最高裁が同性婚を定めていない現行民法・戸籍法を違憲と判断しても、同性婚の法制化に消極的な政党が一定数存在する現状³⁰では、国会で法制化が実現するまでに時

²⁹ 最3小決平成25〔2013〕・12・10民集67巻9号1847頁。

³⁰ マリフォーが実施した2025年7月20日参議院選挙に向けた各政党へのアンケート（7月8日）によれば、①同性婚法

間がかかることも考えられる。

そこで、夫婦同氏を強制する民法 750 条及び関連する戸籍法規定が違憲とされた場合の対応と同様、応急的な手当が必要である。すなわち、届出書式や戸籍の記載事項の語句を性中立化するなどの改正がなされるまでは、最高裁の判断に基づき戸籍事務管掌者は同性カップルの婚姻届書を受理し、婚姻届受理証明書の交付により、当事者の婚姻関係の公証を確保することが可能である。

4 見解

(1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法府及び政府は、同性間にも婚姻を成立させるよう速やかに法改正を行うべきである。

2017 年提言で指摘した婚姻の性中立化を図る立法措置はまだ実現されていない中、この提言以後、日本国内及び国際社会では大きな変化（同性パートナーシップ制度の全国への拡充、事実婚としての効力の承認拡大、各種訴訟での違憲判断の積み重ね、世論動向の変容、諸外国での婚姻平等化の一層の進展など）が生じている。こうした動向は、いずれも法改正により同性間にも婚姻を成立させることを、2017 年時点にも増してより強く迫っている。同性婚の法制化による婚姻平等の実現は急務である。

(2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。

2026 年度にも予想される最高裁による憲法判断を控えて、婚姻平等のための迅速な立法化を行えるよう、政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。同性婚訴訟では合憲とした判決を含めて、同性カップルに対する法的な保障を要するという点では一致している。いたずらに時間をかけると、法的保障を欠く不安定な生活を送ることを現に余儀なくされている当事者の中には、それだけ失意の内に生涯を終える者が多くなる。

(3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚へ包摂すべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索すべきである。

多様な家族を支援し、同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、婚姻とは別の制度を構想する必要はなく、同性間の関係も既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な家族の法制化に向けた

制化への立場として、a 賛成（立憲、維新、公明、共産、れいわ、社民）、b その他（自民、国民）、c 無回答（参政、保守）、②党の公約に同性婚が入っているか、a 入っている（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b 入っていない（自民）、c 無回答（参政、保守）、③同性婚への取組について、a 今すぐ始めるべき（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b それ以外（自民）、c 無回答（参政、保守）、④法制化への取組状況について、a 取組あり（立憲、維新、公明、国民、共産、れいわ、社民）、b なし（自民）、c 無回答（参政、保守）である。

<https://www.marriageforall.jp/topics/5229/>

選択肢の可能性を模索すべきである。これから立法化を行う日本で、あえて違憲の可能性のある婚姻以外の別制度を経由させ、しかる後に婚姻への包摂へと進むという二段階方式を採用する必要性はない[23]。まして婚姻以外の制度を一から構築することは、婚姻を単に同性間にも開放するよりもかえって多くの問題を解決する必要があり、法整備までにより長い時間を要することにもなりかねない。

【参考文献】

- [1] 日本学術会議 法学委員会 社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」2017年9月29日。 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>
- [2] 二宮周平編『LGBTQの家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による〔第2版〕』信山社、2023年。
- [3] 鈴木賢「異性愛主義に空いた風穴」女も男も139号（2022年）21頁以下。
- [4] 日本弁護士連合会「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」2024年。
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240327.html>
- [5] 日本弁護士連合会「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」2021年。
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210218_2.html
- [6] 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する整備のための全国連合会「【声明】犯罪被害者給付金の同性パートナーへの適用に関する最高裁判決について」2024年。 <https://lgbtetc.jp/news/3017/>
- [7] 「特集1：『結婚の自由をすべての人に』訴訟を考える」ジェンダー法研究9号（2022年）1頁以下。
- [8] 鈴木賢「同性婚訴訟のこれまでとこれから：台湾法との比較の視点から」法学セミナー844号（2025年）55頁以下。
- [9] 二宮周平「同性婚訴訟：5つの高裁判決の到達点と東京高裁合憲判決の問題点」戸籍時報877号（2026年）2頁以下。
- [10] 松井茂記＝白水隆『同性婚と憲法』日本評論社、2025年。
- [11] 遠矢拓誠「憲法24条の要請としての同性婚の制度化」北大法政ジャーナル31号（2024年）71～107頁。
- [12] 千葉勝美『同性婚と司法』岩波書店、2024年。
- [13] 寺原真希子＝三浦徹也『「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚訴訟）の最前線—婚姻という選択肢を求めて』恒春閣、2025年。
- [14] 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』成文堂、2020年。
- [15] Gubbala, S., Poushter, J., and Huang, C., How people around the world view same-sex marriage, Pew Research Center, 2023.
<https://www.pewresearch.org/short-reads/2023/11/27/how-people-around-the-world-view-same-sex-marriage/>
- [16] 国立社会保障：人口問題研究所「2022年社会保障・人口問題基本調査 第7回全国改定動向調査結果の概要」（2023年8月22日公表）
https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/Kohyo/keteidoukou7_gaiyou_20240308.pdf

- [17] 釜野さおりほか『家族と性と多様性にかんする全国アンケート報告書』科研費「性的指向と性自認の人口学の構築—全国無作為抽出調査の実施」研究チーム、2025年。
<https://www.zenkoku-chosa.jp/documents/2023NationalSOGISurveyReport.pdf>
- [18] 釜野さおりほか『性的マイノリティについての意識——2015年全国調査報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（研究代表者 広島修道大学 河口和也）編、2016年。
<https://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/chousa2015.pdf>
- [19] 釜野さおりほか『性的マイノリティについての意識：2019年（第2回）全国調査報告会配布資料』JSPS 科研費（18H03652）「セクシュアル・マイノリティをめぐる意識の変容と施策に関する研究」（研究代表者 広島修道大学 河口和也）調査班編、2020年。
<https://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/2019chousa.pdf>
- [20] 谷口洋幸「同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地——比較法・国際法の視点から」家庭の法と裁判 48号（2024年）4頁以下。
- [21] 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生——アジアLGBTQ+燈台への歷程』日本評論社、2022年。
- [22] 二宮周平「実務上の課題と具体的な提案」ジェンダー法政策研究所編『同性婚のこれから～「婚姻の自由・平等」のために法と政治ができること』花伝社、2024年所収、72～100頁。
- [23] 渡邊泰彦「日本における同性登録パートナーシップ制度の要否」潮見佳男先生追悼論文集（家族法）刊行委員会編『家族法学の現在と未来』信山社、2024年所収、105～131頁。

【審議経過】

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）

議事次第

第 1 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）
2. 日 時 令和 6 年 2 月 17 日（土）16:00～18:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）委員長、副委員長、幹事選出
 - （2）今期の審議内容について
 - （3）その他

第 2 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 2 回）
2. 日 時 令和 6 年 7 月 30 日（火）13:00～15:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）神谷悠一委員（LGBT 法連合会事務局長）「報告—LGBT の人権保障に向けた課題」
 - （3）シンポジウムについて
 - （4）意思表出「見解」について
 - （5）その他

第 3 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 3 回）
2. 日 時 令和 7 年 7 月 13 日（日）19:00～21:00
3. 会 場 オンライン
4. 議 題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）見解案の検討
 - （3）シンポジウム案の検討
 - （4）包括的反差別法小委員会からの報告と提言案の検討
 - （5）その他

第 4 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 4 回）
2. 日 時 令和 7 年 9 月 21 日（日）15:00～18:00
3. 会 場 オンライン開催

4. 議題

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 見解案「トランスジェンダー」について
- (3) 見解案「婚姻平等」について
- (4) 婚姻平等シンポジウムについて
- (5) その他

【シンポジウム】

公開オンラインシンポジウム

婚姻平等をめぐる司法と立法

— 国際比較と日本の課題 —

オンラインのみ

要申し込み **無料**

11月22日

2025 土

14:00 - 17:00

同性間に婚姻の成立を認めない現行法について最高裁が違憲判断を示す可能性が高まっています。このシンポジウムでは来年にも予想される判決を控えて、司法はどのような判断を示すべきか、その後想定される立法の内容などをめぐって憲法学、民法学の視点から論点を整理し、この問題をめぐる世論の動向、比較法的な状況からコメントを加えるとともに、訴訟の原告の声を傾け、議論する場を設けます。

開会挨拶	三成 美保 <small>(造手門学院大学法学部教授)</small>
趣旨説明	鈴木 賢 <small>(明治大学法学部教授)</small>
報告	[憲法] 大野 友也 <small>(愛知大学法学部教授)</small>
	[民法] 渡邊 泰彦 <small>(明治大学法学部教授)</small>

コメント 同性婚をめぐる世論調査を踏まえたコメント
釜野 さおり (早稲田大学社会科学総合学術院教授)

比較法的視点からのコメント
谷口 洋幸 (青山学院大学法学部教授)

「結婚の自由をすべての人に訴訟」東京二次提訴原告からのコメント

Q&A司会 **鈴木 賢**
(明治大学法学部教授)

総合司会 **大河内 美紀**
(名古屋大学法学研究科教授)

閉会挨拶 **南野 佳代**
(京都女子大学法学部教授)

主催 日本学術会議 法学委員会 LGBTI権利保障分科会
日本学術会議 法学委員会 ジェンダー法分科会
日本学術会議 史学委員会 ジェンダー史学の知見と方法の社会実装分科会

参加申し込み



公開シンポジウム「婚姻平等をめぐる司法と立法—国際比較と日本の課題」

同性間に婚姻の成立を認めない現行法について最高裁がどのような判断を示すのか、その後想定される立法の内容はどうあるべきか。憲法学、民法学の視点から論点を整理し、世論動向、比較法的視点からコメントを加え、訴訟の原告の声を聞いて、討論を行います。

イベント概要

開催日時 令和7(2025)年11月22日(土) 14:00~17:00

開催地 オンライン開催

対象 どなたでも参加いただけます。

定員 500名

プログラム

開会挨拶

三成美保（追手門学院大学教授）

趣旨説明（Q&A 司会）

鈴木賢（明治大学教授）

報告

憲法：大野友也（愛知大学教授）

民法：渡邊泰彦（明治大学教授）

コメント

釜野さおり（早稲田大学教授）

谷口洋幸（青山学院大学教授）

「結婚の自由をすべての人に訴訟」東京二次提訴原告

Q&A 司会：鈴木賢（明治大学教授）

総合司会：大河内美紀（名古屋大学教授）

閉会挨拶

南野佳代（京都女子大学教授）

以上